

社会保険

ふくい

2017年
6・7月号



福井の建物

三国町ヨット艇庫(坂井市三国町)

三国サンセットビーチに隣接する木造の艇庫。三国町を流れる竹田川上流域のあわら市(旧金津町)の山から切り出されたスギが使用されています。

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

平成29年度
新規事業

優待施設の利用会員証を 発行します



平成29年4月より、会員事業所様向けに、下記施設を利用される場合の「施設利用会員証」を発行することになりました。ご家族や職場での旅行や出張などにご利用ください。

●優待利用対象施設

高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)

- ・グランドプリンスホテル高輪
- ・グランドプリンスホテル新高輪
- ・ザ・プリンスさくらタワー東京
- ・品川プリンスホテル

プリンスホテル優待プラン

全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等

ホテル法華クラブグループ(17施設)

- ・ホテル法華クラブ(札幌・浅草・京都・大阪、ほか)

城崎温泉(26施設)

- ・西村屋本館、つたや、小林屋、ほか

船員保険会の保養施設(4施設)

- ・鳴子やすらぎ荘(宮城県)
- ・サンポートみさき(神奈川県)
- ・箱根嶺南荘(神奈川県)
- ・やいづマリンパレス(静岡県)

関西サイクルスポーツセンター

(大阪府河内長野市)

※対象施設は今後も増える予定です。

●優待内容

施設によって異なりますので、当協会のホームページにてご確認ください。(http://www.fukui-shahokyo.jp/)

●利用対象者

当協会会員事業所の従業員とご家族

●利用方法

直接、各施設に電話等でご予約ください。その際、福井県社会保険協会の会員であることを伝えてください。

利用当日は「施設利用会員証」をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。



〈注意事項〉

- ① 本会員証は、福井県社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。
- ② 事業所名をご記入の上、ご利用ください。
- ③ 他の割引サービスとの併用はできません。
- ④ 有効期限を過ぎた会員証は使用できません。
- ⑤ 本会員証は、事業所において管理の上、ご利用ください。

「施設利用会員証」申込方法

右記の様式で申込書※を作成し、返信用封筒(82円切手貼付)を同封の上、福井県社会保険協会へ郵送してください。

※福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

配布枚数は原則、1事業所1枚とさせていただきます。
複数グループ、複数の支社(支店)等でのご利用で、
さらにご希望の場合は、当協会にご連絡ください。

郵便で
お申し込み
ください

施設利用会員証申込書

事業所名	
事業所所在地	〒
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ 12345)
TEL	() -
担当者名	
申込枚数	枚

施設利用補助券

社会保険協会では、被保険者と
そのご家族の健康づくりに
役立てていただくため、
いろいろな施設の利用
補助を行っています。
ご家族、会社の皆様と
お気軽にご利用ください。

**申込受付
開始間近!**

けんこうの湯(夏季)

- ★**期間**／平成29年7月22日(土)～8月31日(木)
- ★**場所**／① ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
② 三国温泉「ゆあぽーと」(坂井市)
③ 鷹巣温泉「鷹巣荘」(福井市)
④ 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)
⑤ 越前温泉露天風呂「日本海」(越前町)
⑥ 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)
⑦ 敦賀さらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)
⑧ 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)
- ★**利用補助券発行予定枚数**／5,000枚
- ★**補助額**／入浴料の一部(500円)を補助

海の家

- ★**期間**／平成29年7月22日(土)～8月31日(木)で
海の家開設日
※期間中であっても、場所によっては閉鎖されることもあります。
- ★**場所**／◆三国サンセットビーチ(浜茶屋組合加盟の浜茶屋)
◆鷹巣海水浴場の全浜茶屋
◆敦賀松原海水浴場の全浜茶屋
- ★**利用補助券発行予定枚数**／5,000枚
- ★**補助額**／利用料の一部(500円)を補助

郵便でお申し込みください。

6月30日の消印から有効!!

それ以前の消印は**無効**となりますので
ご注意ください。

1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」利用補助券申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ 12345)		
担当者名		TEL	
希望枚数	けんこうの湯 枚	海の家 枚	合計 枚

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

●上限枚数 (「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒 宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

●返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	82円	110枚まで	140円
40枚まで	92円	160枚まで	205円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 平成29年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若米町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016
<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

社会保険協会費納入のお礼とお願い

**平成29年度の
協会費を納入いただき、
ありがとうございました**

事業所の住所・名称等を変更の場合には、年金事務所に手続きを
いただくとともに、当協会にもご連絡くださいますよう、お願い
いたします。

「平成29年度社会保険協会費ご協力のお礼」につきまして、
ご理解とご協力を賜り、さっそく納入いただきまして
誠にありがとうございます。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金
制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に
取り組んでまいります。

まだ納入がお済みでなくても間に合いますので、事業を
円滑に運営していくためにも、早期の納入にご理解とご協
力をお願い申し上げます。

なお、会費納入にあたっての「振込依頼書」がお手元にな
い場合には、当協会(TEL0776-53-8016)までご連絡くだ
さいますようお願いいたします。

算定基礎届の準備はお済みですか？

今年度も算定基礎届の提出の時期が近づいてまいりました。

算定基礎届は、保険給付金の決定および毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額※を決定する大切な届出です。事業主の皆様におかれましては、全被保険者の報酬をお忘れなく年金事務所へ届出てください。

※標準報酬月額とは、被保険者が実際に受ける報酬の月額をいくつかの等級に区分した報酬のことをいいます。健康保険の場合は「第1等級58,000円～第50等級1,390,000円」、厚生年金保険の場合は「第1等級88,000円～第31等級620,000円」と定められています。

届出用紙は 6月中旬に郵送します

届出用紙は郵送

「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に郵送します。

算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。

届出の対象となる月

対象となる月は、4月・5月・6月の3ヵ月で、対象月に支払った給与の総額を届出することになります。

届出の時期

届出する時期は、7月1日から7月10日までの間です。

適用となる期間

新しい標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月まで適用されます。



- 磁気媒体(CD・DVD)による届出が可能です。
- 電子申請も可能です。

〈お問い合わせ先〉
日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口
☎0570(058)555

算定基礎届事務の スケジュール



6月

- 用紙が郵送されます
届出用紙に印字されている内容を確認してください。

7月

- 算定基礎届の提出
あらかじめ返信用封筒を同封しておりますので、**7月10日**までに到着するように投函してください。

9月

- 標準報酬月額の決定
標準報酬決定通知書により保険料額を確認し、被保険者一人ひとりに標準報酬月額や保険料額をお伝えください。

● お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901

算定基礎届でご注意いただきたいこと

会社法人番号などのご確認をお願いします

「短時間労働者の適用拡大」に伴い、適用事業所の「会社法人番号」を確認する必要が生じたことから、日本年金機構では「会社法人番号」の記載と確認作業をお願いしています。平成29年度の算定基礎届(総括表)に日本年金機構が把握している法人番号を記載し送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に誤りがある場合は「訂正後欄」に必要事項を記入してください。



【法人番号の追記・訂正を行う必要がある場合】

法人番号指定通知書等の法人番号が確認できるコピーを添付してください。なお、算定基礎届(総括表)が未提出の場合や、法人番号が確認できる通知書等のコピーが添付されていなかった場合は、後日、提出を勧奨することがあります。

① 個人・法人等区分	② 法人番号	③ 本・支店区分	④ 内・外国区分	⑤ 訂正後	⑥ 法人番号
1. 個人 2. 法人 3. 国・地方公共団体	99999999999999	1. 本店 2. 支店	1. 内国法人 2. 外国法人		

※左側の①～④に印字されている区分・法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「⑤訂正後」の⑤～⑥の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは法人番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、法人番号が確認できる通知書等の写しを添付してください。

支払基礎日数の誤りにご注意ください

支払基礎日数は、報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数が支払基礎日数となります。月給制の場合は、出勤日数に関係なく暦の日数になります。給与の支払日を記入される事例が多いのでご注意ください。

短時間労働者(パートタイマー)の届出にご注意ください

通常の勤務者は17日以上支払基礎日数がある月で算定しますが、短時間労働者(パートタイマー)の方は基準が異なります。支払基礎日数が3ヵ月とも17日以下の場合は、15日以上で算定します。また、通常の勤務者との違いがわかるよう、短時間労働者(パートタイマー)の方は備考欄に「パート」と記入してください。

「算定基礎届」はなぜ提出しなければならないの?

厚生年金保険料・健康保険料を決定する基礎になるものだからです

「算定基礎届」とは… 厚生年金保険・健康保険の被保険者の保険料額を決めるため、その年の4・5・6月の給料の額とその平均月額を記入したものが「算定基礎届」です。事業所は毎年7月1日現在の全被保険者(6月1日から7月1日までに資格取得した人を除く)について「算定基礎届」を年金事務所に届出しなければなりません。

年金事務所はこの平均月額にもとづいて、その年の9月から翌年の8月までの「標準報酬月額」を決定します。

「標準報酬月額」は保険料額や健康保険の給付額(傷病手当金など)の計算に使用します。

4月 報酬	}	報酬総額 (4月+5月+6月) 3	= 標準報酬月額
5月 報酬			
6月 報酬			

お気軽にご相談ください!

街角の年金相談センター福井(オフィス)

年金に関する相談に
専門スタッフが応えます

待ち時間も少なく
余裕を持って相談できます

ご相談・お手続きは
無料です



「街角の年金相談センター(オフィス)」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。
年金に関する様々な相談にお応えします。お気軽にお立ち寄りください。

●相談できる主な内容●

- 公的年金に関するご相談、年金見込額の試算
- 年金請求書の受付(老齢給付・遺族給付・障害給付)
- 住所変更や受取金融機関などの変更届等の受付
- 源泉徴収票・支払通知書・年金証書・改定通知書などの再交付受付(後日、ご自宅への郵送となります)
- 「ねんきん定期便」などの年金加入記録についてのご相談

☆国民年金に関するお手続きや、事業所からのお届けは受け付けておりません。

●受付時間●

平日 午前9:00~午後5:15

土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は、お休みさせていただきます。

☆お電話による年金相談は行っておりません。

●所在地●

〒910-0858 福井県福井市手寄1-4-1
アオッサ(AOSSA)2階

●アクセス

- JR北陸本線・えちぜん鉄道「福井駅」下車、徒歩1分
- 福井鉄道「福井駅前」下車、徒歩1分

●駐車場

有(AOSSA地下駐車場・駅東パーキング)
※相談時間に応じてパーキングチケットをお渡ししますので、駐車券をお持ちください。

●お問い合わせ先●

☎0776(26)6070



被扶養者資格の再確認を実施します

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費および高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認しています。

事業主の皆様宛に6月上旬より順次送付しております「健康保険被扶養者状況リスト」が届きましたら、被扶養者資格をご確認のうえ、協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。



再確認の対象となる方

平成29年5月22日現在の協会けんぽの被扶養者の方

ただし、次に掲げる方は対象外です。

ア. 平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者

イ. 平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※上記に該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、再確認の必要はありません。(備考欄に「確認不要」と表示しています。)

実施方法

1. 協会けんぽから事業主様に下記書類を送付します。

※すべての被扶養者の方が対象外の場合は、お送りいたしません。

●送付物

- ① 被扶養者状況リスト
- ② 説明用リーフレット
- ③ 被扶養者調書兼異動届
- ④ 返信用封筒

●送付時期

平成29年6月上旬から7月上旬にかけて
順次送付



2. 被扶養者状況リストに記載されている被扶養者が、現在も被扶養者の条件を満たしているかどうかをご確認いただき、下記書類を提出してください。

[1] 削除となる被扶養者がいない場合

「①被扶養者状況リスト」のみをご提出ください。

[2] 削除となる被扶養者がいる場合

「①被扶養者状況リスト」「③被扶養者調書兼異動届」

「該当者の保険証」を必ず添付のうえご提出ください。

※「①被扶養者状況リスト」は1枚目のみご提出ください。

3. 提出期限

平成29年7月31日(月)

ご提出は
お早めに!

平成29年8月から

高額療養費の自己負担限度額が変わります (70歳以上)

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり見直されます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者		44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一 般		12,000円	44,400円	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (44,400円)
低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円		15,000円

()内は多数該当の場合



お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8302
(業務グループ)

オクラとツナのサラダ

●材料(2人分)

オクラ 8本
ツナ(ノンオイル) 1缶
マヨネーズ 大さじ1
しょうゆ 小さじ1/2
かつお節 3g

●作り方

- ① オクラは塩ずりしてさっと茹で、斜め半分に切る。
- ② ①とツナ、マヨネーズ、しょうゆを和えて器に盛り、かつお節をのせる。



Pick up

オクラ

オクラの旬は6月～9月。独特のぬめり成分はペクチンという食物繊維の一種です。余分なコレステロールを排出する働きがあります。

料理制作／北嶋佳奈（管理栄養士・フードコーディネーター）
撮影／福岡拓 スタyling／寺門久美子

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

年金相談の予約を実施しています。ぜひご利用ください。

	日	月	火	水	木	金	土
6月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
7月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
8月	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19

8:30～17:15

8:30～19:00(相談時間を延長)

9:30～16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

(注) 12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

●勝山市民会館

7月13日(木) 10:00～15:30

8月10日(木) 10:00～15:30

●坂井地域交流センター(いねす)

7月20日(木) 10:00～15:30

8月17日(木) 10:00～15:30

●大野商工会議所

6月22日(木) 10:00～15:30

7月27日(木) 10:00～15:30

●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

6月22日(木) 10:00～15:00

7月13日(木) 27日(木) 10:00～15:00

8月10日(木) 10:00～15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス) ※P6参照

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月～金曜日9:00～17:15

一般財団法人 福井県社会保険協会の
ホームページをご利用ください

<http://www.fukui-shahokyo.jp>

一般財団法人 福井県社会保険協会ではホームページを開設し、
協会事業の広報および社会保険制度の周知・啓発等を行っています。

